

## 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

夫婦が必ず同じ氏を名乗ることとしている夫婦同氏制度の下で、改姓によって不利益が生じたり、人格権を侵害したりという事態が生じています。

最高裁判所は2015年に夫婦同姓規定を合憲とする判断を示すとともに、「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならない」と、民法の見直しを国会に委ねました。そして、2020年12月に政府がとりまとめた「第5次男女共同参画基本計画」においては、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」とされました。

しかし、内閣府「家族の法制に関する世論調査(2017年)」では、選択的夫婦別姓制度の導入するための法律を改めてもかまわないと答えた方の割合が42.5%、同姓を前提としつつも通称使用を認める法律を改めることはかまわないと答えた方の割合が24.4%となり、法律を改める必要はないとの回答29.3%を上回っています。また、国際的にも、国連女性差別撤廃委員会からの是正勧告がされているように、日本のように夫婦同氏を強制している国はありません。

夫婦同氏制度によって、仕事上の不利益、アイデンティティの喪失など、不便さや苦痛を感じている人がいる以上、その解決は国および国会の責務です。

よって、国においては、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月22日

北海道名寄市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣 } 宛